

## 指定管理者候補者の選定について「静岡空港」

静岡県交通基盤部空港局空港経営課

### 1 静岡空港への指定管理者制度の導入

県は、航空交通の発達を図り、もって県民生活の向上及び地域経済の健全な発展に資することを目的として静岡空港を設置しています。

また、静岡空港の設置目的を効果的に達成するために、平成 21 年 6 月の開港以来、指定管理者制度を導入しています。今年度末で指定管理期間が終了することに伴い、現在、次期指定管理者の選定作業を進めています。

### 2 施設の概要

施設の名称	静岡空港
設置目的	航空交通の発達を図り、もって県民生活の向上及び地域経済の健全な発展に資する。
開 港	平成 21 年 6 月 4 日
位 置	静岡県牧之原市・島田市 標点の位置 北緯 34 度 47 分 46 秒、東経 138 度 11 分 22 秒 標高 132 メートル
管理面積	約 190ha
敷地内の県設置施設の概要	空港基本施設：滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン 付帯施設等：場周道路、保安道路 他 飛行場灯火等：飛行場灯台、進入灯、進入角指示灯 他 管理施設：消防庁舎、電源局舎 駐車場施設等：駐車場、構内道路 他 航空機給油施設：航空機給油施設 浄化槽施設：浄化槽施設 旅客ターミナルビル等：旅客ターミナルビル、東別棟、防災倉庫他 貨物ターミナルビル等：貨物ターミナルビル、貨物倉庫 石雲院展望デッキ：石雲院展望デッキ

### 3 指定管理者の募集

募集方法	公募しない (公募しない理由) 富士山静岡空港株式会社は、専門的な知識や経験を必要とする空港の基本施設の管理運営に関するノウハウを有する全国でも稀有な団体であること、民間有識者による戦略プロジェクト会議の提言を踏まえ、空港の一体経営を目指して県内企業の出資により設立された会社であることから、同社から単独で申請を受けることとした。
申請期間	(申請要項配布) 平成 25 年 12 月 10 日 (申請期限) 平成 25 年 12 月 25 日
事業計画書等の提出	「富士山静岡空港指定管理者申請要項」に基づき、管理運営内容と県が支払う委託料を含めた収支計画の提案を事業計画書として提出する。

募 集 内 容	管理運営方針	<p>1 空港基本施設等          空港基本施設等の的確な管理運営を行い、航空機の安全運航及び空港利用者の安全確保を図り、利用者の空港に対する安心感をより盤石なものとする。</p> <p>2 旅客ターミナルビル等          旅客ターミナルビル等及び貨物ターミナルビル等の的確な管理運営を行い、空港利用者の安全確保を図るとともに、利用者目線で心のこもったサービスを提供し、利用者満足度の向上を図る。</p> <p>3 石雲院展望デッキ          石雲院展望デッキの的確な管理運営を行い、利用者の安全確保を図るとともに、利用を通じて航空文化の浸透を図り、もって、空港の利用者拡大に資する。</p>
	指定の基準	<p>1 事業計画書の内容が、空港の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>2 申請者が事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。</p>
	業務内容	<p>1 空港の維持管理に関する業務          (1) 空港基本施設等の維持管理業務          (2) 駐車場施設等管理業務          (3) 航空機給油施設維持管理業務          (4) 浄化槽施設維持管理業務          (5) 旅客ターミナルビル等維持管理業務          (6) 貨物ターミナルビル等維持管理業務          (7) 石雲院展望デッキ維持管理業務</p> <p>2 空港の保安に関する業務          (1) 立入制限区域等の警備・鳥獣防除業務          (2) 保安対策設備の点検等業務          (3) 消火救難業務          (4) 旅客ターミナルビル等の警備、職員検査業務</p> <p>3 空港の運営に関する業務          (1) 空港の運用支援に関する業務          (2) 使用料徴収に関する業務          (3) 使用承認に関する業務          (4) 行為の許可に関する業務          (5) 利用料金の設定及び収受に関する業務          (6) 旅客ターミナルビル等の光熱水費等の徴収に関する業務</p> <p>4 自主事業          利用者目線で心のこもったサービスを提供し、利用者満足度の向上を図る業務</p>
	指定期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
	県が支払う委託料	県が毎年度の予算の範囲内において指定管理者に委託料を支払う。
	利用料金制度	利用料金は条例の定める範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。 利用料金は、指定管理者の収入とする。

#### 4 指定管理者審査委員会

審査方法	学識経験者、空港利用者からなる富士山静岡空港指定管理者審査委員会を設置し、同審査委員会において、事業計画の書類審査及びヒアリングを行い、事前に定めた審査項目と配点により申請者の申請内容を評価する。																																																				
委員	<p>○委員長 山内 弘隆（一橋大学大学院商学研究科教授）</p> <p>○委員 小田 博之（全日本空輸株式会社静岡支店長）</p> <p>柿下 央（株式会社フットリムエアラインズ 静岡空港支店長）</p> <p>朴 淵求（アジアナ航空株式会社静岡支店長）</p> <p>花岡 伸也（東京工業大学大学院理工学研究科准教授）</p> <p>福田 隆之（新日本有限責任監査法人パブリック・マーケット推進本部インフラ・PPP 支援室長）</p>																																																				
審査項目及び配点	<table border="1" data-bbox="411 748 1401 1415"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="411 748 1299 801">項 目</th> <th data-bbox="1299 748 1401 801">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 801 722 943" rowspan="3">I 基本姿勢</td> <td data-bbox="722 801 778 853">1</td> <td data-bbox="778 801 1299 853">施設の管理に関する基本的考え方</td> <td data-bbox="1299 801 1401 853">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="722 853 778 904">2</td> <td data-bbox="778 853 1299 904">県との連携</td> <td data-bbox="1299 853 1401 904">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="722 904 778 943">3</td> <td data-bbox="778 904 1299 943">事業遂行能力</td> <td data-bbox="1299 904 1401 943">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 943 722 1115" rowspan="4">II 管理運営</td> <td data-bbox="722 943 778 994">1</td> <td data-bbox="778 943 1299 994">空港基本施設等の維持管理業務</td> <td data-bbox="1299 943 1401 994">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="722 994 778 1046">2</td> <td data-bbox="778 994 1299 1046">空港保安業務</td> <td data-bbox="1299 994 1401 1046">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="722 1046 778 1097">3</td> <td data-bbox="778 1046 1299 1097">空港運用業務</td> <td data-bbox="1299 1046 1401 1097">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="722 1097 778 1149">4</td> <td data-bbox="778 1097 1299 1149">旅客ターミナルビル等管理業務</td> <td data-bbox="1299 1097 1401 1149">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1115 722 1245" rowspan="3">III サービス向上</td> <td data-bbox="722 1115 778 1167">1</td> <td data-bbox="778 1115 1299 1167">利用者満足度の向上</td> <td data-bbox="1299 1115 1401 1167">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="722 1167 778 1218">2</td> <td data-bbox="778 1167 1299 1218">自主事業の実施</td> <td data-bbox="1299 1167 1401 1218">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="722 1218 778 1270">3</td> <td data-bbox="778 1218 1299 1270">地域団体等との連携</td> <td data-bbox="1299 1218 1401 1270">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1245 722 1296">IV 経費</td> <td data-bbox="722 1245 778 1296">1</td> <td data-bbox="778 1245 1299 1296">収支計画</td> <td data-bbox="1299 1245 1401 1296">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1296 722 1415" rowspan="3">V 管理・監督体制等</td> <td data-bbox="722 1296 778 1348">1</td> <td data-bbox="778 1296 1299 1348">執行体制等</td> <td data-bbox="1299 1296 1401 1348">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="722 1348 778 1400">2</td> <td data-bbox="778 1348 1299 1400">人的能力等</td> <td data-bbox="1299 1348 1401 1400">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="722 1400 778 1451">3</td> <td data-bbox="778 1400 1299 1451">危機管理体制</td> <td data-bbox="1299 1400 1401 1451">5</td> </tr> </tbody> </table>			項 目		配点	I 基本姿勢	1	施設の管理に関する基本的考え方	10	2	県との連携	5	3	事業遂行能力	5	II 管理運営	1	空港基本施設等の維持管理業務	10	2	空港保安業務	10	3	空港運用業務	10	4	旅客ターミナルビル等管理業務	10	III サービス向上	1	利用者満足度の向上	10	2	自主事業の実施	5	3	地域団体等との連携	5	IV 経費	1	収支計画	5	V 管理・監督体制等	1	執行体制等	5	2	人的能力等	5	3	危機管理体制	5
項 目		配点																																																			
I 基本姿勢	1	施設の管理に関する基本的考え方	10																																																		
	2	県との連携	5																																																		
	3	事業遂行能力	5																																																		
II 管理運営	1	空港基本施設等の維持管理業務	10																																																		
	2	空港保安業務	10																																																		
	3	空港運用業務	10																																																		
	4	旅客ターミナルビル等管理業務	10																																																		
III サービス向上	1	利用者満足度の向上	10																																																		
	2	自主事業の実施	5																																																		
	3	地域団体等との連携	5																																																		
IV 経費	1	収支計画	5																																																		
V 管理・監督体制等	1	執行体制等	5																																																		
	2	人的能力等	5																																																		
	3	危機管理体制	5																																																		

## 5 指定管理者候補者の選定

### (1) 指定管理者候補者

名 称	富士山静岡空港株式会社												
概 要	<p>主な事業 富士山静岡空港ターミナルビルの賃貸業、県が整備する空港基本施設の管理受託業務、県が整備する空港駐車場の管理・運営受託業務等</p> <p>資本金等 資本金 496 百万円（別に資本準備金 496 百万円）</p> <p>出 資 者 出資 14 者</p> <p>設立時期 平成 18 年 2 月 14 日</p>												
提案の概要	<p>I 管理運営に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本理念 <ul style="list-style-type: none"> <li>一、おもてなしの心で、空港を利用されるすべてのお客様の満足を目指す</li> <li>一、安全と安心をモットーに、信頼される確実な空港の管理、運営を行う</li> <li>一、効率的で健全な会社運営を通じて、地域の発展に貢献する</li> </ul> </li> <li>○空港の民活化を推進し、生産性の向上に配意し、効率的活効果的な管理運営を行う</li> <li>○県と連携し、先導的な空港経営の実現に努める。</li> </ul> <p>II 管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者からの発注により業務の一元化や効率化、経費節減を実現する。</li> <li>○飛行場灯火の運用監視業務と点検業務を一括発注して指揮命令系統の一本化、連携の強化を図る。</li> <li>○ビルの施設案内について、見学者対応、観光案内、ビル案内を統合して、総合的な案内として再編成する。</li> </ul> <p>III サービス向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○おもてなし推進室を創設し、利用者満足度の向上を図る。</li> <li>○利用者満足度調査を 3 ヶ月に 1 度程度実施し、より満足度の高いサービス提供に努める。</li> <li>○県や周辺市町、地元団体等との連携と協力の下、集客イベントを実施する。</li> <li>○フェーズ 3 を見据えたマーケティング調査等を実施する。</li> </ul> <p>IV 経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業務合理化や効率化の推進、経費縮減等に取り組む。</li> </ul> <p>V 管理監督体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての空港業務に精通するよう、職員の多能化を推進する。</li> <li>○緊急時の対応マニュアルを整備するとともに、県や関係機関との連絡・調整を図り、合同訓練への参加や研修会を実施する。</li> </ul> <p>&lt;県が支払う委託料の提示額&gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">平成 26 年度</td> <td style="width: 33%;">493 百万円</td> <td style="width: 33%;">平成 27 年度</td> <td style="width: 33%;">493 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>495 百万円</td> <td>平成 29 年度</td> <td>492 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>489 百万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	平成 26 年度	493 百万円	平成 27 年度	493 百万円	平成 28 年度	495 百万円	平成 29 年度	492 百万円	平成 30 年度	489 百万円		
平成 26 年度	493 百万円	平成 27 年度	493 百万円										
平成 28 年度	495 百万円	平成 29 年度	492 百万円										
平成 30 年度	489 百万円												

(2) 選定経過

申請者	富士山静岡空港株式会社																																																																									
選定経過	平成 26 年 1 月 8 日に指定管理者審査委員会を開催した。 審査委員会において、富士山静岡空港株式会社に対し事業計画の説明を求め、質疑応答を経て、審査項目に沿って委員による評価を行った結果、同社を指定管理者の候補者とするについて適当であると認められた。																																																																									
審査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>配点</th> <th>平均点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">I 基本姿勢</td> <td>1</td> <td>施設の管理に関する基本的考え方</td> <td>10</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>県との連携</td> <td>5</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>事業遂行能力</td> <td>5</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">II 管理運営</td> <td>1</td> <td>空港基本施設等の維持管理業務</td> <td>10</td> <td>8.6</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>空港保安業務</td> <td>10</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>空港運用業務</td> <td>10</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>旅客ターミナルビル等管理業務</td> <td>10</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">III サービス向上</td> <td>1</td> <td>利用者満足度の向上</td> <td>10</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>自主事業の実施</td> <td>5</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>地域団体等との連携</td> <td>5</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>IV 経費</td> <td>1</td> <td>収支計画</td> <td>5</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">V 管理・監督体制等</td> <td>1</td> <td>執行体制等</td> <td>5</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>人的能力等</td> <td>5</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>危機管理体制</td> <td>5</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>100</td> <td>78.0</td> </tr> </tbody> </table>				項 目		配点	平均点	I 基本姿勢	1	施設の管理に関する基本的考え方	10	8.0	2	県との連携	5	4.0	3	事業遂行能力	5	4.3	II 管理運営	1	空港基本施設等の維持管理業務	10	8.6	2	空港保安業務	10	8.5	3	空港運用業務	10	8.2	4	旅客ターミナルビル等管理業務	10	7.8	III サービス向上	1	利用者満足度の向上	10	6.7	2	自主事業の実施	5	3.3	3	地域団体等との連携	5	3.5	IV 経費	1	収支計画	5	3.0	V 管理・監督体制等	1	執行体制等	5	4.2	2	人的能力等	5	3.7	3	危機管理体制	5	4.2	合 計			100	78.0
項 目		配点	平均点																																																																							
I 基本姿勢	1	施設の管理に関する基本的考え方	10	8.0																																																																						
	2	県との連携	5	4.0																																																																						
	3	事業遂行能力	5	4.3																																																																						
II 管理運営	1	空港基本施設等の維持管理業務	10	8.6																																																																						
	2	空港保安業務	10	8.5																																																																						
	3	空港運用業務	10	8.2																																																																						
	4	旅客ターミナルビル等管理業務	10	7.8																																																																						
III サービス向上	1	利用者満足度の向上	10	6.7																																																																						
	2	自主事業の実施	5	3.3																																																																						
	3	地域団体等との連携	5	3.5																																																																						
IV 経費	1	収支計画	5	3.0																																																																						
V 管理・監督体制等	1	執行体制等	5	4.2																																																																						
	2	人的能力等	5	3.7																																																																						
	3	危機管理体制	5	4.2																																																																						
合 計			100	78.0																																																																						
選定に当たっての考え方	静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例(平成 20 年静岡県条例第 22 号)第 2 条に定める施設の設置目的を達成するため、同条例第 24 条に定める選定要件に沿った審査項目により審査を行った。 審査方法は、申請者の提示した事業計画について審査委員がヒアリングを行い、質疑応答の後、審査項目ごとに評価、採点した。																																																																									
講評等	<p>富士山静岡空港株式会社は静岡空港の指定管理者の候補者として適当であると認める。</p> <p>&lt;委員意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○空港のオペレーションについては、着実に業務範囲を広げて良く実施されている。</li> <li>○スポット運用を指定管理者が行うことは評価できる。</li> <li>○利用者増に重きを置き、選ばれる空港となる施策をお願いしたい。</li> <li>○集客事業は、周辺市町以外も視野に入れて取り組んでほしい。</li> <li>○新たな投資を行うための財源を捻出する収益の向上が必要である。</li> </ul>																																																																									